

答弁書第五〇号

内閣参質一七七第五〇号

平成二十三年二月十八日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員山本博司君提出障害基礎年金の認定基準の改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山本博司君提出障害基礎年金の認定基準の改正に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省においては、適宜、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（昭和六十一年三月三十一日付け庁保発第十五号社会保険庁年金保険部長通知別添。以下「認定基準」という。）の見直しを進めていくところであり、まず、お尋ねのヒト免疫不全ウイルス感染症について、同省の「障害年金の認定（ヒト免疫不全ウイルス感染症）に関する専門家会合」において、ヒト免疫不全ウイルス感染症特有の障害の状況について、より適切な判定が可能となるよう認定基準の見直しを検討し、その結論を得た上で、平成二十三年一月に「ヒト免疫不全ウイルス感染症に係る障害認定における留意事項の追加について」（平成二十三年一月三十一日付け年管管発〇一三一第一号厚生労働省年金局事業管理課長通知）等を策定し、障害認定業務を行う日本年金機構等に対し通知したところである。

また、お尋ねの知的障害については、同省の「障害年金の認定（知的障害等）」に関する専門家会合（以下「専門家会合」という。）において、食事の際の援助の必要性、コミュニケーション能力等、知的障害者の日常生活能力について、より適切な判定が可能となるよう認定基準の見直しを検討していること

ろであり、平成二十二年度中に専門家会合の結論を得た上で、平成二十三年度の早い時期に認定基準を見直すこととしている。

二について

お尋ねについては、発達障害の特性を考慮し、新たに独自の項目を認定基準に設ける方向で、現在、専門家会合において検討しているところである。

三について

厚生労働省としては、平成二十三年度以降、認定基準の見直しを進める中で、お尋ねの疾患についても検討していくこととしている。